



議 題 2

報道機関 各位

記者発表資料
平成28年7月14日（木）
問い合わせ先：
いきいき長寿推進課
担当：相馬・上原
電話：829-1286
内線：3095

さいたま市もの忘れ検診事業を開始します

さいたま市では、認知症の早期発見・早期診断を目的として、もの忘れ検診事業を開始します。

1 目的

認知症の簡易的な検査及び鑑別診断を実施することで、さいたま市における認知症の早期発見、早期診断を推進し、認知症の重度化の抑制や治療可能な認知症への確実な対応の仕組みを構築する。

2 事業の内容

- (1) もの忘れ検診：「検診実施医療機関」による認知症簡易スクリーニング検査の実施
- (2) 鑑別診断：上記検診で「認知機能の低下の疑いあり」と判定された方の、「認知症診断医」による精密検査

3 実施期間（平成28年度）

- (1) もの忘れ検診：平成28年8月1日（月）～平成29年3月11日（土）
- (2) 鑑別診断：平成28年8月1日（月）～平成29年3月31日（金）

4 事業の対象者

対象者は、以下に全て該当する方とする。

- (1) 検診受診日に、本市に居住している方
- (2) 検診受診年度の4月1日から3月31日の間に、65歳、70歳、75歳、80歳のいずれかの年齢になる方
- (3) 検診受診日までに、医療機関で認知症の診断を受けたことがない方

5 費用負担

無料

※検診において「認知機能の低下の疑いあり」と判定された方で、認知症診断医等による鑑別診断を受ける場合、別途医療費がかかります。

6 検診受診時の持ち物

以下のいずれかを持参

- ・ 健康保険の被保険者証等
- ・ 生活保護受給者証
- ・ 中国残留邦人等支援給付受給者本人確認証

7 検診を受ける場所

市が指定する検診実施医療機関

※検診実施医療機関リストを、市ホームページで公開するほか、各区役所高齢介護課に設置する予定です。

8 その他

検診実施医療機関において、検診実施後に、受診者に対して介護予防事業や認知症カフェ等の事業内容のほか、シニアサポートセンター（地域包括支援センター）等の認知症についての各種相談窓口を掲載したパンフレットを配布し、認知症予防に関する啓発を行う。